

医療法人ながら医院 訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和6年6月現在

様

1 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人ながら医院
代表者名	理事長 長柄 均
所在地・連絡先	〒812-0007 (住所) 福岡市博多区東比恵3丁目20-1 (電話) 092-411-2375 (FAX) 092-411-2375

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人ながら医院 訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	〒812-0007 (住所) 福岡市博多区東比恵3丁目20-1 (電話) 092-411-2375 (FAX) 092-411-2375
事業所番号	4010317446
管理者の氏名	長柄 祐子

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤(非常勤)	備考
管理者	医師	1	
理学療法士 作業療法士	同左	1以上	

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間帯 (09:00~18:00) 常勤兼務	13:00~14:00
理学療法士	勤務時間帯 (09:00~18:00) 常勤兼務	13:00~14:00
作業療法士	勤務時間帯 (09:00~18:00) 常勤兼務	13:00~14:00
事務職員等	勤務時間帯 [09:00~18:00] 常勤兼務	13:00~14:00

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	福岡市博多区
---------	--------

(5) 営業日

営業日	営業（診療）時間
平日	09：00～18：00
土曜日	09：00～13：00

営業しない日	日曜日・祝日・12/29～1/3
--------	------------------

3 サービスの内容

理学療法士や作業療法士がご利用者様のご自宅を訪問し、ご利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金に対して、ご利用者の負担割合に応じた額のご負担となります。

ご利用者様の利用者負担額については、別紙サービス内容説明書に記載します。

料金一覧表

種類	利用料	
	介護	308 単位／回
基本料金 1回（20分）につき	介護予防	298 単位／回
短期集中リハビリテーション実施加算	退院・退所日または認定日から3月以内	200 単位／日
サービス提供体制強化加算 I	6 単位／回	
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	230 単位／月	
退院時共同指導加算	600 単位／回	

(2) 交通費

2の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

(4) キャンセル（中止）及び変更

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合やサービス内容を変更される場合は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先 **092-411-2375**

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合は次のキャンセル料がかかりますのでご了承ください。

ただし、ご利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の当日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の100%

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、12日までに前月分の請求をいたします。

口座振替もしくは現金にてお支払ください。(口座振替日は毎月17日)

(口座振替を希望される場合は、所定の用紙に記入し提出ください)

口座振替確認及び現金でのお支払時には領収書を発行いたします。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

適切な運営を確保するために、指定訪問リハビリテーションの人員及び運営に関する基準に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定め、医療法人ながら医院 訪問リハビリテーションの理学療法士及び作業療法士が、要介護状態にありかかりつけ医師が指定訪問リハビリテーションの必要を認めたご利用者様に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(2) 基本理念

訪問リハビリテーションを提供することで、ご利用者様の身体状況および生活の質を向上させ、安心した生活を送れるよう支援していく。また、職員自身も共に研鑽し、成長することを目指していく。

(3) 運営方針

ご利用者様の心身の特性を踏まえてリハビリテーションを行っていただくだけでなく、その家族及び介護者などにも気を配ったサービスの提供を行っていく。

また、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めていく。

(4) その他

事 項	内 容
訪問リハビリテーション実施計画書の作成及び事後評価	理学療法士又は作業療法士が、ご利用者様の直面している課題等を評価し、医師の診療及びご利用者様の希望を踏まえて、訪問リハビリテーション実施計画書を作成します。また、ご利用者様に説明のうえ交付します。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 嘉村 崇 ご利用時間 09:00~18:00 ご利用方法 電話(092-411-2375) 面接(当事業所)
福祉・介護保険課	福岡市 博多区 419-1078 東区 645-1071 中央区 718-1145 南区 559-5127 城南区 833-4102 早良区 833-4352 西区 895-7063
国民健康保険連合会	092-642-7859

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	医療法人ながら医院 博多区東比恵3-20-1
	氏名	
	電話番号	092-411-2358

緊急時連絡先(家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号	

市町村連絡先	市町村名	博多区保健福祉センター
	住所 電話番号	博多区博多駅前2-8-1 大博センタービル 092-441-2131

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応を行います。		
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画により年2回避難訓練を行います。		
	設備名称	個数等	設備名称 個数等
	避難階段	あり	防火扉・シャッター あり
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓 あり
	誘導等	あり	ガス漏れ探知機 あり
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。		
福岡市博多消防署への届出日：平成16年7月14日 防火管理者：花山 義克			
消防計画等	福岡市博多消防署への届出日：平成16年7月14日(最新)		

9 高齢者虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的及び、必要時に開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当者：嘉村 崇

高齢者虐待防止に関する相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 嘉村 崇 電話 (092-411-2375) ご利用時間 09:00~18:00 ご利用方法 電話 (092-411-2375) 面接 (当事業所)
いきいきセンターふくおか	博多区 博多第1 271-1155 博多第2 433-3346 博多第3 474-8588 博多第4 514-1224 博多第5 592-8011 博多第6 409-2154 博多第7 558-4140 博多第8 409-0639
地域保健福祉課	福岡市 博多区 419-1098 東区 645-1087 中央区 718-1110 南区 559-5132 城南区 833-4112 早良区 833-4362 西区 895-7078
高齢者虐待通報ダイヤル	フリーコール 0800-123-9563

10 身体的拘束の適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

11 感染症対策の強化について

感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 ハラスメント対策の強化について

職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの及び、顧客等からの著しい迷惑行為により就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

13 業務継続に向けた取組の強化について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅サービス（介護予防サービス）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、措置を講じます。

- (1) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

15 介護サービス情報開示について

介護サービス内容等につきまして本人（利用者）及びご家族が情報の開示を求められれば速やかに対応いたします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションの重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者乙	住 所	福岡市博多区東比恵 3 丁目 20-1
	事業者（法人）名	医療法人ながら医院
	事業所名	医療法人ながら医院 訪問リハビリテーション
	事業所番号	4 0 1 0 3 1 7 4 4 6
	管理者名	長柄 祐子 印

説明者	職 名	_____
	氏 名	_____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションの 重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者甲	住 所	_____
	氏 名	_____ 印
		(代筆者： _____)

代理人（選任した場合）	住所	_____
	氏 名	_____ 印
		(続柄： _____)